

Ⅰ いじめのとりえ方

(1) いじめとは

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。～いじめ防止対策推進法第2条～

起こった場所は校内外を問わない。また、「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものも含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応をとる必要がある。

(2) いじめのとりえ方で大切なこと

いじめか*いじめでない*かは人により感じ方とりえ方が様々であり、万人が共通に同一の基準でとらえることは難しい。大切なことは「いじめか*そうでないか*」を明確にするよりも、いじめの可能性のあるすべての事案を過小評価せず、「いじめかもしれない」という姿勢で、生徒の側に立って対応することである。

*いじめかどうかを判断するのはまず生徒である。

*生徒のいかなる訴えにも、まず耳を傾ける。

*いじめは、周りの大人が見ようとしなければ見えない。

*教職員の「いじめの認知のずれ」が重篤ないじめにつながる。

(3) いじめの特質

いじめは見えにくい形で、巧妙化、継続化、集団化、未解決でエスカレートしていくなどの特質がある。こうした特質を認識しておくことが、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けた対策を講じる際に重要となる。

*いじめは発見しづらい。

*誰もが*いじめ*る側、*いじめ*られる側に成り得る。

**いじめ*る側は*いじめ*を正当化し、隠蔽する。

*いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものである。

(4) いじめに対する基本的認識

「深刻ないじめは、どの生徒にも起こりうる」という認識のもと、いじめ問題への対応については、家庭・学校・地域社会が、以下の基本認識に基づき、相互の連携を図りつつ根気強く取組を進めていくことが重要である。

* 「いじめをすることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。

* いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと。

* 家庭の温かい愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の触れ合いの確保が重要であることを家庭に理解・実践していただくこと。

* 学校・家庭・地域総ぐるみでいじめは「しない・させない・許さない」を合い言葉に徹底（令和6年度策定 札幌市全体でいじめの防止に取り組む）

2 いじめの対応

(1) 本校のいじめ対応について

① フォロー体制の確立

人間関係のトラブルやいじめの疑いを把握した場合、「校内いじめ防止対策推進委員会」（以下「いじめ対策委員会」）を開催し、下記に準じながら迅速かつ組織的な対応を行い、全校のフォロー体制を確立する。

- 1 いじめについての事実確認
- 2 校内の指導体制・協力体制の確立
- 3 いじめられている生徒（知らせてくれた生徒）への対応
- 4 スクールカウンセラーの活用
- 5 いじめている生徒への対応
- 6 周囲の生徒への対応
- 7 保護者への対応
- 8 関係機関との連携
- 9 いじめられている生徒の見守り

② 札幌市いじめアンケートなどの活用

・ 札幌市教育委員会のアンケート調査（11月実施）とともに、本校独自のアンケートも4月と9月に2回実施し、こまめに状況を把握するよう努める。さらにアンケートの分析については記載内容や消した跡なども複数の教師（担任、副担任、生活係、管理職）で

読み取り、スクールカウンセラーの助言なども受けながら、生徒の内面に寄り添う努力をしていく。

- ・教育相談は年2回（3年生は1回＋随時）設定し、日常の中でも小さな変化も見逃さない意識をもって取り組む。
- ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、生徒ごとに個別にまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

③いじめ解消の判断

- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

④SNS等のいじめ対応

中学生のスマートフォンの所持率は高く、本校でも毎年数件のトラブルが起きている。家庭の責任で持たせているものではあるが、そこでの人間関係が学校での人間関係に大きく関与していることを踏まえ、ネットモラルの向上を目的とした講演会や道徳などを活用し、予防に努める必要がある。また、情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

3 いじめ未然防止の取組について

(1) いじめについての理解

生徒、教職員及び保護者の三者が「いじめ防止基本方針」を十分に理解して行動できるようにする必要がある。特に「いじめは絶対に許されない」という風土を学校全体で醸成していくためにも、三者が本校の「いじめ防止基本方針」の策定に関わるとともに、PDCAサイクルを確立し、毎年基本的に以下の流れでその内容を確認することとする。

定例 「いじめ対策委員会」を開催。

- ・「生徒指導年間計画」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- ・毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談などの内容について検討する。
- ・会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

2月 職員会議で次年度の基本方針を検討

3月 職員会議で「基本方針」を提案

4月 職員会議で「基本方針」を決定

(2) 道徳教育及び「八軒東らしさ」を大切にした生徒の活動の充実

①道徳教育の充実

「規範意識の醸成」「自己コントロール」「他者の痛みや困りに気づく優しさや思いやりの育み」など、豊かな心の育成を、本校が行ってきた教育活動の中で一層大切にしていけることがいじめの未然防止につながる。「いじめ」について自ら考える機会や学校の姿勢を明確に伝える場、また安心して生活できる環境づくりを生徒自らが考える時間を確保するなど、年間35時間の道徳の授業を充実させる。

②「八軒東らしさ」の継承によるいじめの未然防止

本校は「心通うあいさつ」と「心震える合唱」を重点に掲げ学校づくりに取り組んできた。コミュニケーションの第一歩であるあいさつ、協働で取り組む学校祭や合唱は心の通い合う人間関係を築く下地となり、いじめを未然防止することにつながる。先輩から後輩へと受け継がれる、このような学校文化を大切に守りながら、生徒の主体的な活動の充実を図る。

(3) 自己有用感の涵養

他の尊厳を守り、相手の存在を認め受け入れることができる生徒は、自分自身も他者から認められた経験のある生徒である。本校で行われるすべての教育活動において、子ども一人ひとりが他者への思いやりの心を持ち、人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視し、「自己有用感を高める」ことにつなげる展開を意識して行う必要がある。

4 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 教職員によるいじめの積極的な認知

私たちは、日常の登下校、休み時間、授業、特別活動や部活動などでの見守りや教育相談、いじめのアンケート調査によって実態把握を進め、情報の共有、校内研修によるいじめの態様や特質についての研修を行っている。今後もこれらの努力を続けるとともに、スクールカウンセラーや相談支援パートナーとの連携を密にし、いじめの早期発見に努める。

(2) 教育相談の充実

- ・いじめのアンケート調査を基に迅速な対応ができるよう、年に2回の教育相談を設定する。
- ・アンケートは定期的・継続的に実施し、結果は複数の教職員で分析・共有する。
- ・必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 組織と運営

いじめ防止対策推進法第22条により、本校においては「いじめ対策委員会」として校長の命をうけ、以下の構成による組織を設置する。

管理職、主幹教諭、生徒指導部長（生徒指導主事）、教務主任、各学年主任、特別支援、特別支援コーディネーター、関係教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等

※目的によりスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家や地域の関係者などが加わる。

本委員会の役割は「札幌市いじめ防止等のための基本方針」により次のような内容とする。

- ①いじめに関わる情報があった時は、情報の迅速な共有、関係生徒への聴取、事実関係の明確化等が速やかに行われるよう緊急に会議を開く。構成員が全員そろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。また、校長不在時は、教頭、主幹教諭が責任者となり校長に報告し決裁を得る。
- ②会議では、関係する保護者と連携し適切な対応ができるよう、指導や支援の体制、対応方針を具体的に定める。
- ③学校の基本方針に基づいた取組となっているか検証するとともに、学校の定めた基本方針そのものの検証・修正をPDCAサイクルで行う。
- ④いじめや問題行動などに関わる情報を集約し、それらの教職員への共有化を図る。

※「いじめアセスメント進捗管理用」の活用

- ⑤いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。

(4) 対応の流れ

組織的な対応を行うことによって、事態を深刻化させずにいじめを早期に解決し、いじめの再発を防止することを目的とする。

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「軽微である」とか、「重大だ」といった判断を決して個人で行わず、委員会を組織し、計画的且つ組織的に対応する。

【組織としての原則的な対応手順】

- ① いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ② 関係する生徒の保護者との速やかな連携と改善に向けた協力要請
- ③ スクールカウンセラーの活用により、生徒の安全確保、心情理解に迫る
- ④ 事実関係の確実な把握
- ⑤ 再発防止に向けた保護者への対応
- ⑥ 教育委員会への報告 ※いじめアセスメントシート
- ⑦ いじめの措置（加害生徒への指導・被害生徒への指導・周囲への指導）
- ⑧ いじめの解消

これらはいくまでも原則であり、生徒の心理状態等によって、適宜適切に判断して進めていく。被害生徒への配慮を最優先にするのはもちろんのこと、昨今「指導死」等も問題となっており、加害生徒への指導も計画的且つ適切に行わなくてはならない。

【インターネット上のいじめへの対応】

デジタルネイティブ世代である生徒にとって、インターネットをはじめとする情報機器はもはや生活にとって切り離せない大切なツールであることを理解した上で、モラルを醸成し、ネットリテラシーを高めていく教育が不可欠である。また、保護者に対しても必要な啓発を行うことは急務である。

インターネットの不適切な書き込みなどが生じた場合は被害の拡大を避けるため、速やかに必要な措置を講じる。見えづらいネット上でのいじめを未然に防止するためにも、アンケートなどを活用する。

- ① 事実確認をし、内容を保存と管理者の確認
- ② いじめられている生徒への対応
- ③ いじめている生徒の特定
- ④ 双方保護者への説明
- ⑤ 関係機関（教育委員会、警察）と連携を図り速やかに書き込みの削除を依頼
- ⑥ 関係している学級や学年の生徒への指導

5 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処概要（いじめ防止対策推進法第28条及び30条）

教育委員会又は学校はいじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこととなっている。

※重大事態とは

- ・ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的なケースとしては、生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を追った場合、精神性の疾患を発症した場合。
- ・ いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。年間30日を目安とする。
- ・ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

教育委員会または学校は、上記について調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供することとなっている。また、教育委員会は重大事態が発生した旨を市長に報告することとなっており、さらに市長は必要と認めるときは再調査を行うことができ、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものと定められている。

(2) 重大事態への具体的な手順

- ①重大事態発生の報告（学校⇒教育委員会⇒視聴）
- ②調査主体の判断
- ③調査の実施
- ④調査結果の提供及び報告
- ⑤再調査及び措置

6 生徒及び保護者、地域等への説明

- ①入学時及び各年度の開始時に生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ②同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ③方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。